

青少年相談員だより

—愛のパトロール—

年末年始合同パトロール

牛久市青少年相談員連絡会では、年末年始に広報車による市内パトロールを行いました。子どもたちは、良い方向に伸びる可能性があると同時に、悪い方向に進む恐れがあります。

- 地域ぐるみで子どもたちの行動を厳しく、そして温かく導きましょう。
- 有害な情報から子どもたちを守るため、携帯電話やパソコンにフィルタリングをしましょう。
- 万引きは犯罪であることを自覚させましょう。



問い合わせ 市児童福祉課 ☎内線1731

年末パトロール

青少年相談員連絡会では、昨年12月21日、市児童福祉課の協力の下、市内広報パトロールを行いました。

パトロールは、2台の広報車に分乗し、牛久駅周辺から栄町、上柏田、下根町を回り、岡見町、小坂町、正直町方面において青少年を取り巻く環境について見て回りました。

今回のパトロールでは、特に青少年の健全育成を阻害するような環境は見受けられませんでした。

広報パトロールの後には、河内町で行われた、竜ヶ崎市・牛久市・河内町の青少年相談員による合同研修会に参加しました。

研修会では、講師の竜ヶ崎警察署生活安全課長から、管内の青少年問題の現状分析のお話を聞きました。また、講話の中で、万引きは、少年非行の入り口ともいわれ犯罪をエスカレートさせるので、万引きの防止への協力依頼と被害の未然防止のために、「行かない・乗らない・大声を出す・すぐ逃げる・知らせる」つまり、「いかのおすし」と覚え、子どもたちへ指導して欲しいとお話でした。「いかのおすし」

し」は、被害の未然防止には有効なので、保護者や子どもたちへ広報して欲しいと思います。

私たち相談員は、中学校区を一つの地区として5つに分け、月に一度パトロールを実施しています。今後も微力ではありますが、将来性豊かな青少年が非行の道に入り込まないよう見守っていきたいと思います。

年始パトロール

◆広報車で市内パトロール(1月27日)

- ・公園見回り
- ・牛久駅周辺
- ・ひたち野うしく駅周辺
- ・ひたち野さくら公園

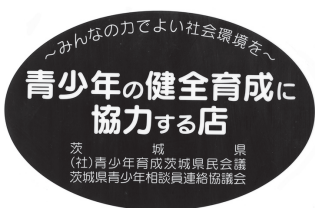


年末パトロール出発前



ひたち野さくら公園にて

見たことがありますか！
このステッカー



青少年を非行や犯罪から守るために家庭・地域・社会が一体となって青少年の健全育成のための環境づくりが重要です。

市では、「青少年の健全育成に協力する店」についてご理解とご協力をいただいております。平成24年2月1日現在、登録数は104店舗となっています。

これからもより良い環境づくりに向けて、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

「青少年の健全育成に協力する店」 (新規登録店)

- セブン-イレブン牛久岡見店
- セブン-イレブン牛久刈谷団地入口店
- セブン-イレブン牛久さくら台店
- ファミリーマート牛久上柏田四丁目店
- 伏見電機(株)
- 寺田薬品
- 鈴木薬局

特集 立入調査

「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」に基づき、昨年11月から12月にかけて、中学校区ごとに1店舗を選定し、5店舗について立入調査を実施しました。

調査の対象は、「青少年の健全育成に協力する店」に登録をいただいている店舗で、今回はコンビニエンスストア、古物商、複合店を調査し、3つの中学校区で実施した状況をお知らせします。

牛久第一中学校区

牛久第一中学校区では、学校区内にある数多くの店舗の中から、図書・DVD、ゲームソフトなどの販売・買い取り店の立入調査を実施しました。

今回は、多くの取扱商品の中から「個別指定図書」、「包括指定図書」(※1)の取り扱い状況やゲームソフト売買時の年齢確認実施状況、深夜入場制限への対応状況などを店長に質問し、店舗内の図書の陳列状況を中心に調査を行いました。店内にはたくさんの図書が並び、簡単に手に取れる状態でした。

一般図書のコーナーには、有害図書が数冊混在しており、その図書の取り扱いを県条例に基づいてアダ



店長の話聞く相談員

ルトコーナーの図書として区分していただくようお願いいたしましたところ、直ちに対応していただき、販売方法も含め、改善が見られました。

個別指定図書や包括指定図書は、アダルトコーナーで取り扱われ、区分陳列されていましたが、青少年が立ち入らないようにより一層のお願いをしました。

青少年健全育成を考えると、店長・従業員の方の理解と意識を持った対応や地域の大人の協力が重要だと感じ、今後も青少年の成長を温かく見守っていきたいと思いました。

※1「個別指定図書」、「包括指定図書」は、茨城県青少年の健全育成に関する条例第16条で定義付けられており、いずれも有害図書として指定されるもの。

牛久第三中学校区

牛久第三中学校区では、多くの年齢層が利用するコンビニエンスストア

で立入調査を行いました。

立入調査の目的として、有害図書の扱いについて「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」に基づき、店舗では、どのような対応をしているのか店長にお話しを伺いました。

比較的小子どもの来店が少ないとのことでしたが、書籍のコーナーは、有害図書と一般雑誌を仕切りで区切り、有害図書はビニールテープで保護されていて、安易に中身が見られないような対策がされていました。

酒類・たばこの販売は、必ず年齢確認と免許証や保険証の提示を徹底して行っているそうです。

今回の立入調査で店舗内の環境や店長・従業員の方たちの青少年健全育成に関しての意識の高さと条例に沿った対応に、私たち青少年相談員としても心強い気持ちになりました。

最後に、青少年健全育成に協力する店のステッカーと深夜外出の制限を示したステッカーを渡して、引き続き青少年健全育成の協力をお願いしました。

下根中学校区

下根中学校区では、ひたち野うしかい駅近くの書店へ調査に行き、DVDのレンタルと販売などについて「茨城県青少年の健全育成等に関する

条例」の遵守状況を中心に聞き取りを行いました。

DVDのレンタルについては、成人向けのコーナーを設けて区分してありましたが、コーナーの入り口には、18歳未満の青少年に対し販売、貸し付けができないことを貼り紙などで明示していただくようお願いしました。

成人向けのDVDや図書の販売・貸出時の年齢確認については、「免許証や学生証、保険証などを提示いただき確認するほか、目視でも行っています」とのこと、健全育成に力を注いでいただいていることが分かりました。調査の際、18歳未満の青少年がアダルト本やDVD関係コーナーへの立ち寄りや出入りは見受けられませんでした。

立入調査を通じ、店舗や青少年相談員連絡会、青少年を取り巻く人々が丸ごと良環境を築けていきたいと思います。



DVD レンタルコーナー入り口で説明を聞く相談員